

労務関連ニュースレター

Issue 57, February 25, 2021

In brief

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応に関係する助成金・給付金等につき、申請等の期限が延長となります。また、産業雇用安定助成金が創設されました。
2. 厚生労働省が所管する行政手続について、原則押印廃止となります。
3. 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。
4. 301人以上の労働者を常時雇用する事業主に対し、中途採用比率の公表が義務化されます。

In detail

1. 新型コロナウイルス感染症対応に関する助成金・給付金等について

(1) 申請等の期限延長の状況

新型コロナウイルス感染症への対応に関係する以下の助成金・給付金等につき、2021年1月に緊急事態宣言が再発出された状況を踏まえ、申請等の期限が延長される見込みです。

助成金・給付金等	制度の概要	申請等の期間延長等の措置
雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_L07.html	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当等の一部を助成する制度	雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長される予定です。 また、緊急事態宣言に伴い、一定の飲食店等に対しては、大企業の助成率が最大10/10に引き上げられました。これに加え、特に業況が厳しい大企業への助成率も今後引き上げられる見込みです。 https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou0122_00002.html
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業となったにもかかわらず、さまざまな事情で事業主から休業手当を受けないことができなかった中小企業(※1)の労働者を保護するために創設された給付制度	緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長される予定です。 また、緊急事態宣言に伴い、これまで対象外とされていた「大企業に雇用される一定の非正規雇用労働者」についても対象となる予定です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00003.html

	<p>② 出向初期経費(出向開始日が 2021 年 1 月 1 日以降の場合のみ対象) 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等、出向の成立に要する措置を行った場合に助成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出向元</th> <th>出向先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額</td> <td colspan="2">各 10 万円/人(定額)</td> </tr> <tr> <td>加算額(※3)</td> <td colspan="2">各 5 万円/人(定額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業である場合や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合の加算</p>		出向元	出向先	助成額	各 10 万円/人(定額)		加算額(※3)	各 5 万円/人(定額)	
	出向元	出向先								
助成額	各 10 万円/人(定額)									
加算額(※3)	各 5 万円/人(定額)									
手続き	<p>① 出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、出向開始日の前日(可能であれば2週間前)までに都道府県労働局またはハローワークへ提出。(手続きは出向元事業主が行う。)</p> <p>② 出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出。</p>									

「産業雇用安定助成金」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_0001.html(在籍型出向支援に関するページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf>(ガイドブック)

2. 厚生労働省が所管する行政手続における押印廃止について

2020 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、法令等または慣行により、国民や事業主等に対して押印を求めている行政手続については、原則として全て、押印不要とすることとされました。これを踏まえ、厚生労働省関係政令、厚生労働省が所管する省令、告示の改正が 2020 年 12 月に行われ、申請・届出等の様式が押印不要のフォーマットに変更されています。

「厚労省が所管する手続における押印廃止について」の詳細は、以下厚生労働省等のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00041.html(労働基準法施行規則等の一部を改正する省令)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000709033.pdf>(労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関する Q&A)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>(36 協定の様式変更)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>(労働基準法関係主要様式の変更)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202012/20201225.html>(日本年金機構への申請・届出の押印廃止)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000716582.pdf>(労災保険請求書等に係る押印見直し)

3. 事業場ごとに労働者代表が異なる場合の 36 協定本社一括届出について

36 協定の本社一括届出につき、これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と 36 協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でした。2021 年 3 月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り 36 協定の本社一括届出が可能になります。

「電子申請による 36 協定の本社一括届出」については以下の厚生労働省ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000724367.pdf>

4. 正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務化について(労働施策総合推進法)

(1) 内容

2021 年 4 月より、労働施策総合推進法が改正され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主に対し、中途採用比率の公表が義務化されます。具体的な公表方法は以下の通りです。

- ① 公表義務の対象は、中途採用した正規雇用労働者(短時間正社員を含む)。
- ② おおむね 1 年に 1 回以上、公表した日を明らかにして、直近の 3 事業年度(今回は 2018, 2019, 2020 年度)について、インターネットの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならない。

(2) 施行日

2021 年 4 月 1 日

「正規雇用労働者の中途採用比率の公表」の詳細は、以下厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/tp120903-1_00001.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000737262.pdf> (リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000737271.pdf> (Q&A)

※本ニュースレターは 2021 年 2 月 12 日現在の情報に基づき作成しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

代表
岩岡 学

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービスなどのアウトソーシングサービスに加え、人事労務サービスおよびコーポレートセクレタリーサービスなど、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.